

# 鉄道車両に使用されていたアスベスト含有部品等の取扱いにご留意ください

アスベストを0.1%を超えて含有するすべての製品は、製造、輸入、使用等全面禁止されています。鉄道車両の解体に当たっては、事前にアスベストの含有の有無を確認し、アスベストによる労働ばく露や環境への飛散がないよう対策を講ずるとともに、アスベスト含有する部品等については、適切に廃棄の上、販売等しないようご注意ください。

## 過去製造時にアスベストが使用されていた鉄道車両の主な部品等

**【車体関係】**車体の屋根や外板の吹き付け断熱材、台枠や外板のアンダーシール(瀝青系さび止め断熱塗料)など

**【台車関係】**踏面ブレーキ用レジン制輪子、台車摺動部及び自連胴受等のスリ板

**【電気関係】**抵抗器類(主抵抗器、補助抵抗器)、遮断器、制御器、断流器(アークシュート)、スイッチ類(車掌スイッチ、前後切換スイッチ、カノピースイッチ、接地スイッチ等)、戸閉装置、交直切替器補助機器、空調装置、灯具、警笛等の断熱材、絶縁材、ジョイントシート等

**【ぎ装関係等】**空気圧縮機、エンジン、カートリッジヒーター、窓枠、配管の継手部分、通風・排気等のダクト用たわみ継手等のパッキン、ガスケット蒸気配管、シリンダー部、排気管や暖房管等の石綿断熱用布

鉄道車両以外で次のような鉄道関係の施設内などでもアスベストが使用されていた場合があります。

ホームの屋根(スレート屋根等)、天井等の塗装や防火区画材、事務所等内の吹き付け、変電所の機器内部品

上記の表は、主な例を示しているものです。上記以外でもアスベストを含有する車両部品等は存在する可能性があります。その他、アスベスト製品は、主に断熱、防音、防食、しゅう動、機密、保温、電気絶縁などの目的で各種部品等に使用されていることがあります。



# アスベストを含有する鉄道車両の解体時の主な規制と望ましい措置

## 1. 事前調査

車両内の全ての部品について、図面、鉄道事業者や製造メーカーに問い合わせる等してアスベストの含有の有無の確認し、不明な場合は、分析。

## 2. 発注者の通知

解体業務を他社に請け負わず場合には、当該車両のアスベスト含有部品の存在について知りうる情報を通知。

## 3. 手ばらしの除去

アスベストを含有する部品等は原則手ばらしにより破碎せず除去。  
切断等やむを得ない場合は、下記4及び5の措置。

## 4. 隔離措置

アスベストを含有する吹き付けや塗料等除去作業において切断等を行いアスベストの飛散のおそれがある場合は、プラスチックシート等を使用して隔離措置。  
隔離に当たっては、アスベストが付着した機器等を外部に持ち出されないよう、前室等を設置し、また、高濃度の飛散のおそれがある場合は、集じん機等を設置し濃度低減措置。

## 5. 湿潤化(石綿障害予防規則(以下「石綿則」という)第13条)

アスベストを含有する吹き付けや塗料等除去作業において切断等を行いアスベストの飛散のおそれがある場合は、該当部分を湿潤化。

## 6. 石綿作業主任者の選任(石綿則19条)、労働者の特別教育(石綿則27条)

石綿作業主任者技能講習を修了した者から石綿作業主任者の選任。解体等作業に従事するすべての労働者に特別教育が必要。

## 7. 適切な保護具の使用(石綿則14条)

作業者は、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク等作業に応じた適切なマスクを着用し、周辺作業者にも取替式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク等の着用。

## 8. その他

その他、作業の記録及び保管(石綿則35条)、健康診断(石綿則40条)等石綿則に基づく措置の他、廃棄物の取扱いに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき廃棄。